

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度 統合基盤システムセンタープリンタ借入(再リース)	26 OA機器・用品	日立キャピタル株式会社	14,816,670	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	令和2年度大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス	01 情報処理	株式会社オプテージ	80,379,948	令和2年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
3	ICTにかかるリサーチ&アドバイザリーサービス	26:OA機器・用品	ガートナージャパン株式会社	7,260,000	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
4	令和2年度 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供	01 情報処理	株式会社オプテージ	(単価)2,378,640	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G27	-
5	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築)	01 情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	12,248,500	令和2年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-
6	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築【第2回】)	01 情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	12,248,500	令和2年4月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-
7	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築【第3回】)	01 情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	12,608,750	令和2年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-

特名随意契約理由書

1 案件名称
令和2年度 統合基盤システム センタープリンタ等 借入（再リース）

2 契約の相手方
日立キャピタル株式会社

3 随意契約理由

「統合基盤システム センタープリンタ等」は、住民情報系基幹システムの再構築を目的として、平成25年度に一般競争入札により調達した機器である。現行機器は令和2年3月31日をもって契約期間を満了することとなるが、民間データセンターへの移転に伴い、印刷方式等の検討・整理を行う必要があることから、それまでの間の印刷機能の安定的な提供を目的として、令和2年4月以降も現行機器の稼働を継続させるため、リース延長を行うこととする。

リース延長を行うにはその性質上、現行機器のリース業者と契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G7）に基づき、現行機器のリース業者である日立キャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G7）

5 担当部署
ICT戦略室 基盤担当（電話 06-6543-7113）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

セキュリティ強化対策事業において自治体情報セキュリティクラウド構築は、各都道府県によって行われるものであり、大阪府においては「大阪版自治体セキュリティクラウド構築等業務」の委託業者を総合評価一般競争入札にて選定し、大阪版自治体情報セキュリティクラウドを構築した。大阪府下の市町村は大阪府の構築した大阪版自治体情報セキュリティクラウドを利用する必要があり、利用するには各参加団体においてサービス提供者と個別に契約を締結する必要がある。

株式会社オプテージは大阪府によって選定された大阪版自治体情報セキュリティクラウドの構築事業者であり、大阪版自治体情報セキュリティクラウドのサービスを提供できる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

ICT戦略室 基盤担当（電話番号 06-6543-7121）

特名随意契約理由書

1 案件名称

ICTにかかるリサーチ&アドバイザリーサービス

2 契約の相手方

ガートナージャパン株式会社

3 随意契約理由

本サービスは、本市ICT施策のより一層の推進及び本市ICT施策にかかる調達
の安全性・公平性・透明性を担保することを目的として利用するため、迅速に本市が
求める国内外におけるICTに関する最新の技術動向、市場動向に精通した統計デー
タ、トレンドやトピック及び製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等に関する情
報を容易に収集できるサービスであるとともに、情報の信頼性が高く中立性・客観性
を保持する事業者の提供するサービスでなければならない。

ガートナージャパン株式会社の提供する「ICTにかかるリサーチ&アドバイザリ
ーサービス」は、情報技術の市場動向及び技術動向について、独自のリサーチ内容を
ネットワーク経由で迅速かつ容易に取得できる唯一の情報提供サービスであり、本サ
ービスのライセンスは、サービス提供元でしか提供していない。また、ガートナージ
ャパン株式会社は、システムインテグレーター及びシステムベンダー事業を行ってお
らず、かつ、資本関係がないため、同社の提供する情報は、中立性・公平性が担保さ
れている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室企画担当（電話番号 06 - 6208 - 7507）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供(単価契約)

2 契約の相手方

株式会社 オプテージ

3 随意契約理由

庁内情報ネットワークは、庁内における情報の共有・利活用を行うためのネットワークであり、課等を単位として、ファイルサーバや庁内パソコン等から構成するOA環境を利用した文書作成、インターネット等を利用した情報収集やメールの活用、庁内ホームページによる情報共有等を主目的としたネットワークである。

現在、小規模事業所(以下「区分2庁舎」という。)において、庁内情報ネットワークを使用するために使用している通信サービス(回線)は、平成26年度にICT戦略室(当時、総務局IT統括課)にて合併入札を実施し、区分2庁舎を所管する所属が契約を行っており、令和2年3月31日で契約満了となる。

次期通信サービス(回線)については、当室で実施している「大阪市情報通信ネットワーク基盤再構築の計画」のスケジュール変更に伴い、開通工事を令和2年度中に行うこととなり、切り替え期間を確保することが困難となった。

現行契約満了時から次期通信サービス(回線)が開通するまでの間についても、業務上、庁内情報ネットワークの利用は不可欠であり、通信サービス(回線)が途絶えると、業務遂行上著しい支障が生じることから、次期通信サービス(回線)の切り替えまでの間について、現契約業者である、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(G27)

5 担当部署

ICT戦略室基盤担当(電話番号 06-6543-7121)

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

4月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、緊急的に職員のテレワーク環境を増設する必要があり、競争入札を行うことができないため、現行テレワーク基盤で調達済のサービス（Magic Connect）のライセンス調達事業者である株式会社大塚商会に随意契約を行うものである。

なお、株式会社大塚商会は同サービスの大阪市への導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 6543 7117）

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築【第2回】）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

4月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、緊急的に職員のテレワーク環境を増設する必要があり、競争入札を行うことができないため、現行テレワーク基盤で調達済のサービス（Magic Connect）のライセンス調達事業者である株式会社大塚商会に随意契約を行うものである。

なお、株式会社大塚商会は同サービスの大阪市への導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 6543 7117）

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築【第3回】）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

4月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、緊急的に職員のテレワーク環境を増設する必要があり、競争入札を行うことができないため、現行テレワーク基盤で調達済のサービス（Magic Connect）のライセンス調達事業者である株式会社大塚商会に随意契約を行うものである。

なお、株式会社大塚商会は同サービスの大阪市への導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 - 6543 - 7117）